

# 公益財団法人岩手県体育協会倫理規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県体育協会(以下「本会」という。)の組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本会の社会的使命と役割を自覚し、「公益財団法人岩手県体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する県民からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、評議員、役員、委員会委員及び職員(以下「役職員等」という。)並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは定款第17条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは定款第27条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 委員会委員とは定款第39条に規定する岩手県スポーツ少年団、第41条に規定する専門委員会の委員等をいう。
- (4) 職員とは定款第42条に規定する事務局職員をいう。
- (5) 本会諸制度に基づき登録等を行っている者(以下「登録者等」という。)とはスポーツ少年団登録者及び本会主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。

## (基本的責務)

第3条 本会の役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

## (遵守事項)

- 第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。
- 2 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
  - 3 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
  - 4 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
  - 5 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
  - 6 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(啓発・研鑽)

第5条 役職員等は、日常の職務の遂行能力向上のため、自己啓発及び自己研鑽に努めなければならない。

(違反した場合の対処)

第6条 役職員等がこの規程に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合、理事長は直ちに調査を行うものとする。

2 前項の調査の結果、役職員等がこの規程に違反する行為が認められる場合、会長は、本協会定款及び関係規程に基づき必要な措置をとるものとする。

(委員会の設置)

第7条 本協会は、必要があると認められるときは、この規程の遵守状況を監督し、実効性を確保するための委員会を理事会の決議により設置することができる。

(補則)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年4月1日から施行する。